

第一一八回

参第二号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（案）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「労働省令で定める年齢」を「保険年度の初日において六十歳」に改め、「を超えない額」を削る。

第十二条第五項中「二倍」を「一・五倍」に改める。

第十五条の二及び第十九条の二中「を超えない額」を削る。

附則に次の三条を加える。

（労働保険料の負担の特例等）

第十条 第三十条第一項各号に掲げる雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（次条において「被保険者」という。）は、平成二年四月一日から始まる保険年度から平成四年四月一日から始まる保険年度までの間、第三十条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額の二分の一の額を負担するのを原則とす

る。

第十一条 前条の規定の適用を受ける被保険者を使用する事業の事業主は、平成二年四月一日から始まる保険年度から平成四年四月一日から始まる保険年度までの間、当該事業に係る労働保険料の額のうち、当該被保険者に係る第三十条第一項各号に掲げる額の二分の一の額に相当する額を納付することを要しない。

第十二条 前二条の規定による措置に伴い必要な労働保険料の納付又は申告の特例その他の事項については、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律（第十二条第五項の改正規定を除く。）による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定は、平成二年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近における雇用情勢等にかんがみ、被保険者等の負担の軽減を図るため、雇用保険率の弾力的変更の要件を緩和するとともに、被保険者の負担すべき一般保険料の額の特例を設けるほか、六十歳以上の高年齢者の雇用の促進に資するため、高年齢者について雇用保険に係る一般保険料の額を免除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行により歳入減となる見込額

この法律の施行により歳入減となる額は、平成二年度約三千六百十億円の見込みである。